

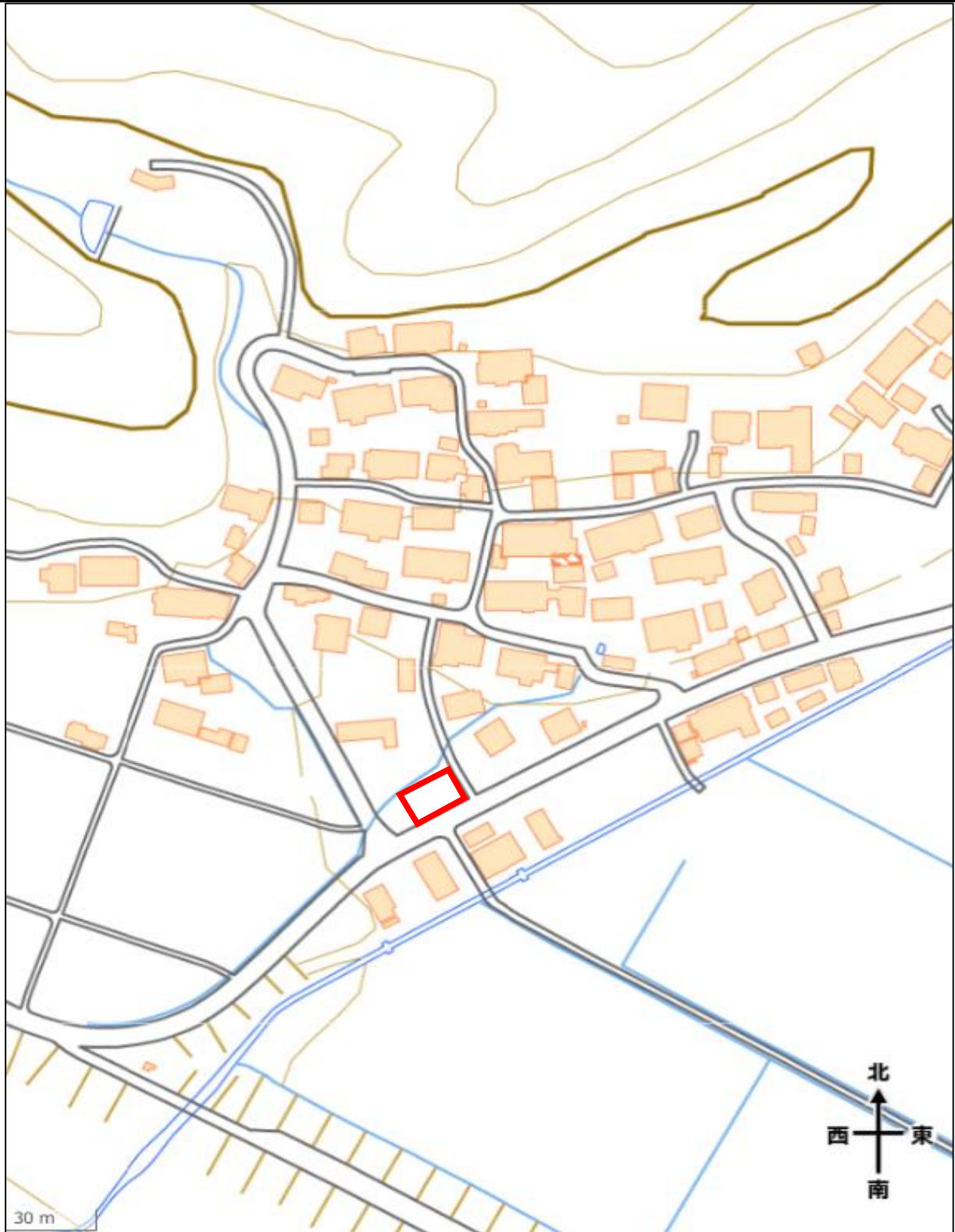
# 物 件 調 査 書


物件番号 **131**

所在地	福島県喜多方市慶徳町山科字家ノ下57-1				
住居表示					
現況地目 及び面積等	宅地	211.76㎡	工作物	—	
			立木竹	—	
登記簿	地番	57-1			
	地目	宅地			
	数量	211.76㎡			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	南東側	舗装県道	幅員約	6.9～8.3 m	(法第42条第1項1号道路)
	北東側	未舗装市管理道路	幅員約	1.7～2.4 m	(法外道路)
	北西側	未舗装市管理道路	幅員約	0.9～2.1 m	(法外道路)
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）			
		用途地域	指定なし		
		地域・地区	指定なし		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
	防火指定	指定なし			
その他	建築基準法第22条第1項（屋根性能） 建築基準法第23条（外壁） 都市再生特別措置法第88条第1項（居住誘導区域外での建築等の届出） 都市再生特別措置法第108条第1項（誘導施設を有する建築物等の建築等の届出） 宅地造成及び特定盛土規制法第12条（宅地造成等工事の許可） 福島県屋外広告物条例 喜多方市景観条例				
*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—	—
	公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定 浄化槽設置 要	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	JR磐越西線 喜多方駅の 南西方 約6.4km			
	バス	会津バス 大沢停留所の 西方 約3.7km			
公共施設	喜多方市 塩川総合支所		慶徳小学校		第一中学校
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地南側のコンクリートたたきについて、所有権の及ぶ範囲は土地境界線までとなります（詳細については、福島財務事務所管財課までお問合せ下さい）。</li> <li>・公営水道については、北東側の法定外道路の北方から約60mの引込工事を行うことにより供給が可能です。なお、工事費及び加入金は買受者負担となります（詳細については、喜多方市水道課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地は公共下水道が未整備のため、浄化槽の設置が必要となります。なお、浄化槽の設置費用は買受者負担となります（詳細については、喜多方市下水道課総務係までお問合せ下さい）。</li> <li>・雨水、浄化槽の排水は北西側の法定外道路を横断し、法定外水路（U型蓋無し側溝）に流すことは可能ですが、法定外道路に配管を埋設するときは申請が必要となります（詳細については、喜多方市建設課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地は会津北部土地改良区の管轄外であるため水路利用について問合せの必要はありません。排水のための側溝の利用は可能ですが、側溝を利用する際には地元町内会と協議していただくこととなります（詳細については、喜多方市総務課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地を含む周辺地域は、喜多方市ハザードマップにおいて、土石流警戒区域、洪水災害浸水地域（3.0～5.0m未満）、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に該当します（詳細については、喜多方市発行のハザードマップをご確認ください）。</li> <li>・南西側隣接地にゴミ集積所があります。ゴミ集積所の取扱い等については、購入後に地元町内会と協議していただくこととなります（詳細については、喜多方市総務課までお問合せ下さい）。</li> <li>・本地には進入防止のための柵が設置されています。</li> </ul>				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

周 辺 図

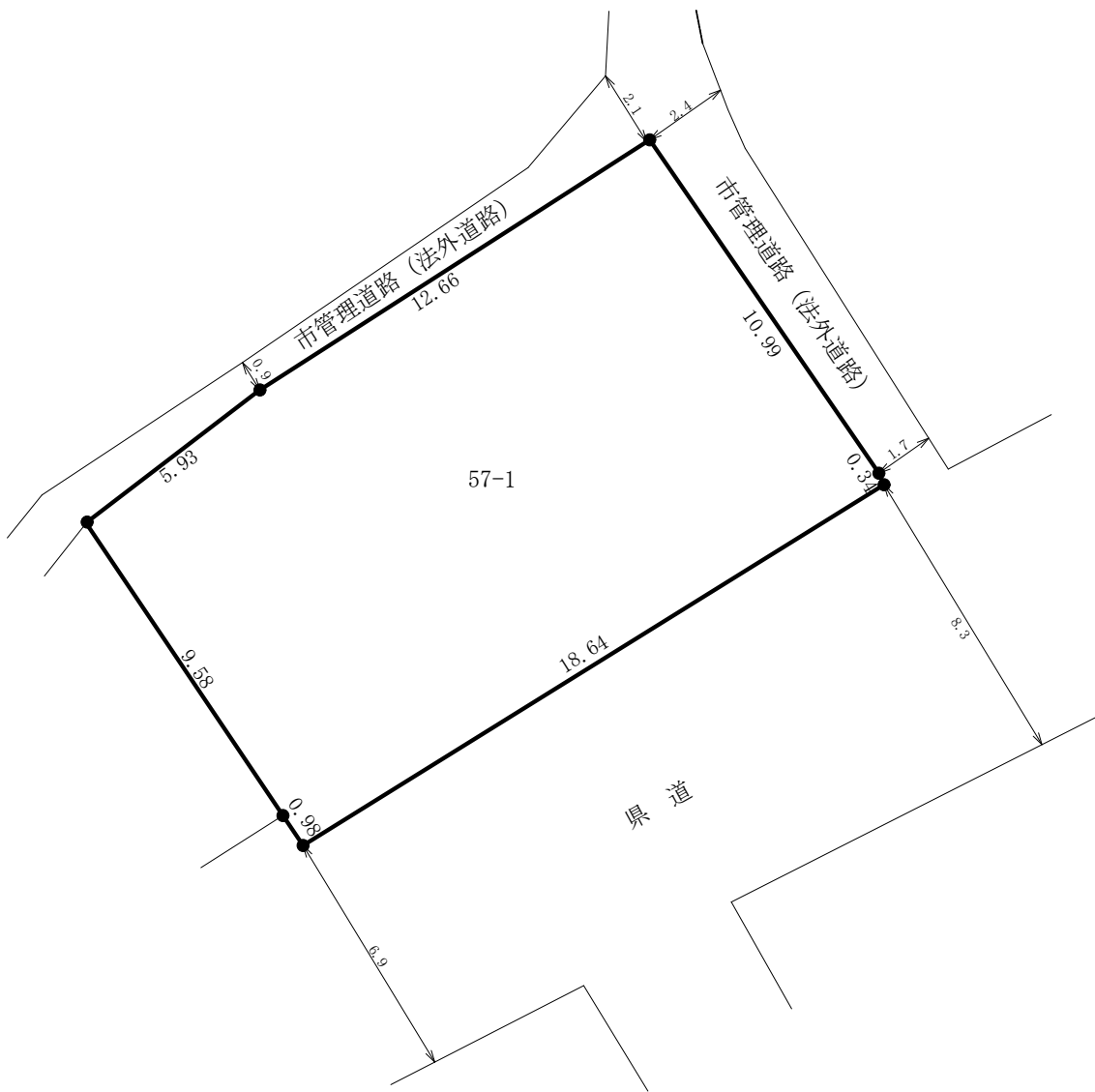
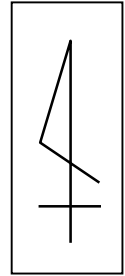


凡 例	
	売払物件

国土地理院地図を加工して作成

※現在の周辺状況と異なる場合があります。

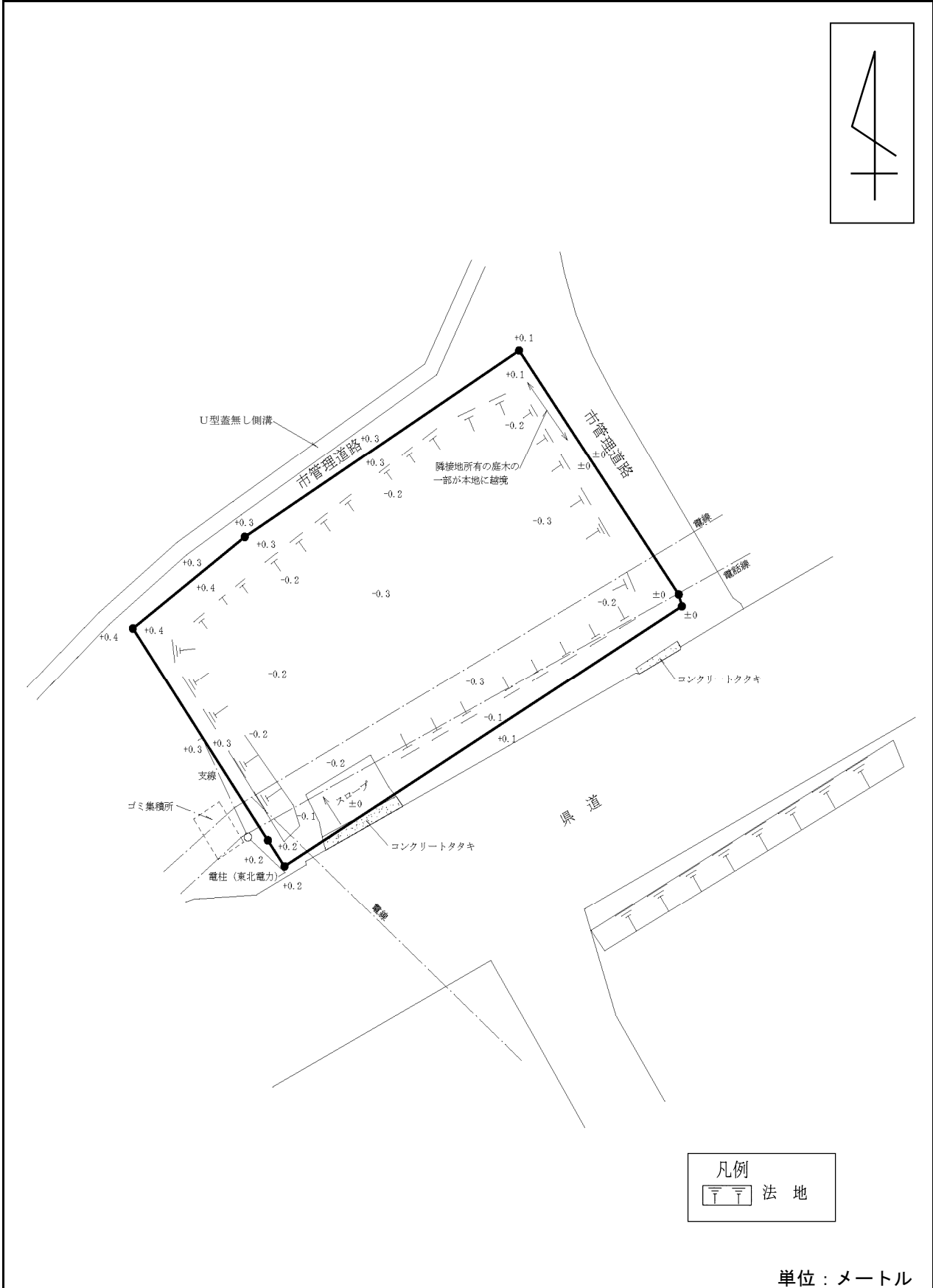
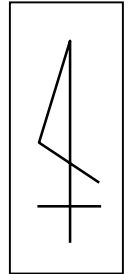
明 細 図



単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会下さい。

# 概要図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。